

新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止等一覧表

1 生徒本人に症状等がみられる場合

No.	生徒の状況	出席停止等の措置	出席停止等の期間
(1)	① 発熱、咳等の風邪の症状が続く等、感染の疑いがある場合	出席停止とします。	治癒するまで (かかりつけ医等が登校すべきでないと判断した期間)
	校内で、発熱等の風邪症状が発症し、感染の疑いがある場合	安全に帰宅させ、出席停止とします。	治癒するまで (かかりつけ医等が登校すべきでないと判断した期間)
	② 強いだるさや息苦しさ、高熱、味覚障害がある等、感染の疑いがある場合	出席停止とします。	治癒するまで (かかりつけ医等が登校すべきでないと判断した期間)
	③ 濃厚接触者と特定されていないが、PCR検査を受ける場合	出席停止とします。	受けることが決まった日から、結果が判明するまで 陽性の場合には1-(1)-⑤
	④ 濃厚接触者と特定された場合 (保健所の判断のもと濃厚接触者はPCR検査が実施されます。)	出席停止とします。	最後に濃厚接触をした日から起算して2週間 ※PCR検査の結果、「陰性」であっても2週間は出席停止 陽性の場合には1-(1)-⑤
⑤ 感染が判明した場合（検査陽性）	出席停止とします。	治癒するまで	
(2)	① 医療的ケアが日常的に必要な生徒や基礎疾患等のある生徒で重症化するリスクが高い場合	主治医等の見解を基に、校長が個別に登校を判断します。登校すべきでないと判断した場合の出欠の扱いについては、出席停止とします。	主治医等が登校すべきでないと判断した期間
	② 感染症予防上、保護者が出席させなかった場合	感染の可能性が高まり、感染予防上、保護者が申し出る欠席理由が合理的と校長が判断する場合には、出席停止とします。	欠席理由が合理的と校長が判断する期間
	③ 海外から帰国した場合	帰国後2週間は、学校・保護者間の連携を密にし、外出を控え、自宅滞在するように要請いたします。その間については、出席停止とします。	帰国日から2週間

2 同居のご家族等に症状等がみられる場合

No.	同居のご家族等の状況	出席停止等の措置	出席停止等の期間
(1)	① 発熱、咳等の風邪の症状が続く等、感染の疑いがある場合	出席停止とします。	同居のご家族等が治癒するまで (かかりつけ医等が同居の生徒が登校すべきでないと判断した期間)
	② 強いだるさや息苦しさ、高熱、味覚障害がある等、感染の疑いがある場合	出席停止とします。	同居のご家族等が治癒するまで (かかりつけ医等が同居の生徒が登校すべきでないと判断した期間)
	③ 濃厚接触者と特定されていないが、PCR検査を受ける場合	出席停止とします。	受けることが決まった日から、結果が判明するまで 同居のご家族等が陽性の場合には2-(1)-⑤
	④ 濃厚接触者と特定された場合 (保健所の判断のもと濃厚接触者はPCR検査が実施されます。)	出席停止とします。	PCR検査の結果が判明するまで 同居のご家族等が陽性の場合には2-(1)-⑤
	⑤ 感染が判明した場合（検査陽性）	出席停止とします。	保健所による濃厚接触者の特定がされるまで 生徒が濃厚接触者に特定された場合には1-(1)-④